

学校跡施設活用基本計画（案）について

学校跡施設活用基本計画（素案）について寄せられた区民意見等を踏まえ検討の結果、素案を下表のとおり変更し、学校跡施設活用基本計画（案）とする。

学校跡施設活用基本計画（素案）から（案）への変更 対照表

頁	学校跡施設活用基本計画（素案）	学校跡施設活用基本計画（案）
第 3 活用の検討に際しての区および光が丘地域の課題		
5 頁	<p>1 練馬区全体について また、これを実現するための「次期長期計画」についても併せて検討を進めています。 次期長期計画の検討においては、「区内産業の振興により、・・・それらへの対応が求められています。」</p>	<p>1 練馬区全体について また、これを実現するための「<u>練馬区長期計画(平成 22～26 年度)</u>」についても併せて検討を進めています。 <u>練馬区</u>長期計画の検討においては、「区内産業の振興により、・・・それらへの対応が求められています。」</p>
第 4 学校跡施設の活用の基本的な考え方		
6 頁	<p>1 活用の視点 (3) 民間の活力を導入します 地場産業の強化、区全体の地域経済の活性化および雇用を促進する観点から、民間事業者を誘致します。</p>	<p>1 活用の視点 (3) 民間の活力を導入します <u>地場産業等の強化による区内経済の活性化や環境、文化、教育など区の魅力の向上によるまちの活性化または少子高齢社会への対応など区の喫緊の課題への取り組みなどに資する民間事業者を誘致し、民間活力を生かした活用を図ります。</u></p>
8 頁	<p>2 整備する施設の機能および内容 (4) 産業振興機能 ○ 産業の振興による区内経済の活性化を図る場</p> <p>・ 区内の産業基盤の強化、区民雇用の創出、さらに地域活力の向上を図り、光が丘地区の将来に向けたまちの活性化を促すため、民間企業を誘致します。</p>	<p>2 整備する施設の機能および内容 (4) <u>産業振興等機能</u> ○ <u>民間活力を生かした区内経済の活性化、まちの活性化を図る場、区の喫緊の課題に対応する場</u></p> <p>・ 区内の産業基盤の強化、区民雇用の創出、<u>地域活力の向上を図り光が丘地区のまちの活性化の促進、または少子高齢社会への対応など区の喫緊の課題への取り組みなどに資する民間事業者を誘致します。</u></p>

	<ul style="list-style-type: none"> 進出する民間企業者については、光が丘団地の住環境を損なうことなく、まちとの調和が図られるよう、製造・加工機能とといったいわゆる工場的なものではなく、事務所的機能を基本として選定します。 	<ul style="list-style-type: none"> 進出する民間事業者については、<u>光が丘団地の住環境や周辺地域の住民と協調できる事業活動を行う事業者を優先的に選定します。</u> <u>こうした観点から、民間事業者については、事務所的または公益的施設として活用を行う事業者を基本とし、当跡施設において製造・加工を行う事業および物流センター的な事業を営む事業者は選定しません。</u>
9 頁	<p>(5) 医療機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 暫定利用を行う跡施設については、民間事業者への貸与を基本としつつ、利用期間に見合った利用を行います。 <p>整備を計画する施設</p> <p>② 民間事業者への貸与等（暫定利用）</p>	<p>(5) 医療機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 暫定利用を行う跡施設については、<u>利用期間が比較的短期間であることから、民間事業者への貸与を基本としつつ、利用期間に見合った<u>公共的利用についても検討します。</u></u> <p>整備を計画する施設</p> <p>② 民間事業者への貸与<u>または公共的利用</u>（暫定利用）</p>

第5 施設ごとの活用計画

11 頁	<p>3 個別の跡施設ごとの活用計画</p> <p><u>光が丘第二小学校跡施設</u></p> <p>(2) 体育館の活用 学校教育支援センター</p> <p>(3) グランドの活用 防災カレッジ</p>	<p>3 個別の跡施設ごとの活用計画</p> <p><u>光が丘第二小学校跡施設</u></p> <p>(2) 体育館の活用 <u>(仮称)学校教育支援センター</u></p> <p>(3) グランドの活用 <u>(仮称)防災カレッジ</u></p>
12 頁	<p><u>光が丘第三小学校跡施設</u></p> <p>■ 整備する機能 産業振興【民間利用】</p> <p>■ 整備する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 校舎・体育館・グラウンド等一括して民間事業者へ貸与します。 貸与は、原則として有償とし、公募審査のうえ貸与者を定めます。 	<p><u>光が丘第三小学校跡施設</u></p> <p>■ 整備する機能 産業振興等【民間利用】</p> <p>■ 整備する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>民間事業者に対しては、校舎・体育館・グラウンド等一括して貸与します。</u> 貸与は、原則として有償とし、公募審査のうえ<u>借受者</u>を定めます。 <p>(追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>アニメ産業など地場産業の強化に繋がる施設、専門学校などの教育関係施設、高齢者や子どものための施設などとして活用する民間事業者を優先的に誘致します。</u>

		<p>(追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸与をする際には、音、振動、光、臭気、営業時間等をはじめとして、<u>周辺の住環境および周辺地域の住民に配慮することを条件とします。</u>
14 頁	<p><u>光が丘第七小学校跡施設</u></p> <p>■ 整備する施設</p> <p>当面は暫定利用として民間事業者等へ貸与</p> <p>② 病院建替え時の関連用地として利用するまでの間は、民間事業者への貸与を基本とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 暫定利用は、民間事業者への貸与を基本としますが、暫定期間での利用となるため、民間事業者の選定にあたっては、必要な意向把握を行います。その上で民間利用が限定的になるなどの際は、あらためて公共的利用を検討します。 民間事業者への貸与は、原則的には校舎・体育館・グラウンド等一括して貸与します。(略) 	<p><u>光が丘第七小学校跡施設</u></p> <p>■ 整備する施設</p> <p>当面は暫定利用として<u>民間事業者へ貸与または公共的な利用</u></p> <p>② 病院建替え時の関連用地として利用するまでの間は、民間事業者への貸与<u>または公共的利用とします。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 暫定利用は、民間事業者への貸与を基本としますが、暫定期間での利用となるため、民間事業者の選定にあたっては、必要な意向把握を行います。その上で民間利用が<u>困難あるいは限定的になるなどの際は、公共的利用を検討します。</u> <u>民間利用の場合、貸与条件、借受者の選定方法および利用用途については、光が丘第三小学校跡施設と同様な活用方法となります。</u> <p>(追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>公共的利用の場合、利用期間が比較的短期間であることから、恒久的な施設を整備するのではなく、区立施設等建替時の仮設利用など利用期間に見合った施設としての活用を図ります。</u>

<p>15 頁</p>	<p>5 都市計画法等による規制への対応</p> <p>現行の規制内容では、上記に示した跡施設での整備を計画する施設のうち、実現できない施設もあります。</p> <p>一方、光が丘地域における現行の都市計画等については、約30年前に定められたものであり、その内容が現在の光が丘地域の実態に合わなくなっている状況も見られます。</p> <p>今回の跡施設の活用にあたっては、現行の都市計画等について必要な見直し変更を行うものとし、今後、東京都等関係機関および関係住民との協議を進め、計画する跡施設の活用が図れるようにします。</p>	<p>5 都市計画法等による規制への対応</p> <p><u>跡施設を上記に示した整備計画により活用を図るためには、現行の都市計画の見直しが必要となります。</u></p> <p>一方、光が丘地域における現行の<u>都市計画</u>については、約30年前に定められたものであり、その内容が現在の光が丘地域の実態に合わなくなっている状況も見られます。</p> <p>今回の跡施設の活用にあたっては、現行の<u>都市計画</u>について必要な見直しを行うものとし、今後、<u>関係住民および東京都等関係機関</u>との協議を進め、計画する跡施設の活用が図れるようにします。</p>
-----------------	---	--

